

令和2年7月31日  
【内閣府】

**【概要書】**

令和元年度少子化の状況及び  
少子化への対処施策の概況  
(令和2年版少子化社会対策白書)

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和元年度少子化の状況及び  
少子化への対処施策の概況  
(令和2年版少子化社会対策白書)

< 概 要 >

令和2年7月  
内 閣 府

この文書は、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第9条の規定に基づき、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況について報告を行うものである。

## 少子化社会対策基本法に基づき毎年国会に提出(法定白書)。今回で17回目。

〈少子化社会対策基本法〉（平成15年法律第133号）

第9条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

### 第1部 少子化対策の現状

#### 第1章 少子化をめぐる現状

- 1 総人口と人口構造の推移
- 2 出生数、出生率の推移
- 3 婚姻・出産の状況
- 4 結婚をめぐる意識等
- 5 出産・子育てをめぐる意識等
- 6 男性の家事・育児参画の促進【特集】
- 7 地域比較

#### 第2章 少子化対策の取組

第1節 これまでの少子化対策

第2節 新たな少子化社会対策大綱の策定

～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～【特集】

### 第2部 少子化対策の具体的実施状況

#### 第1章 重点課題

- 第1節 子育て支援施策の一層の充実
- 第2節 結婚・出産の希望が実現できる環境の整備
- 第3節 3人以上子供が持てる環境の整備
- 第4節 男女の働き方改革の推進
- 第5節 地域の実情に即した取組の強化

#### 第2章 きめ細かな少子化対策の推進

- 第1節 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた支援
- 第2節 社会全体で行動することによる少子化対策の推進

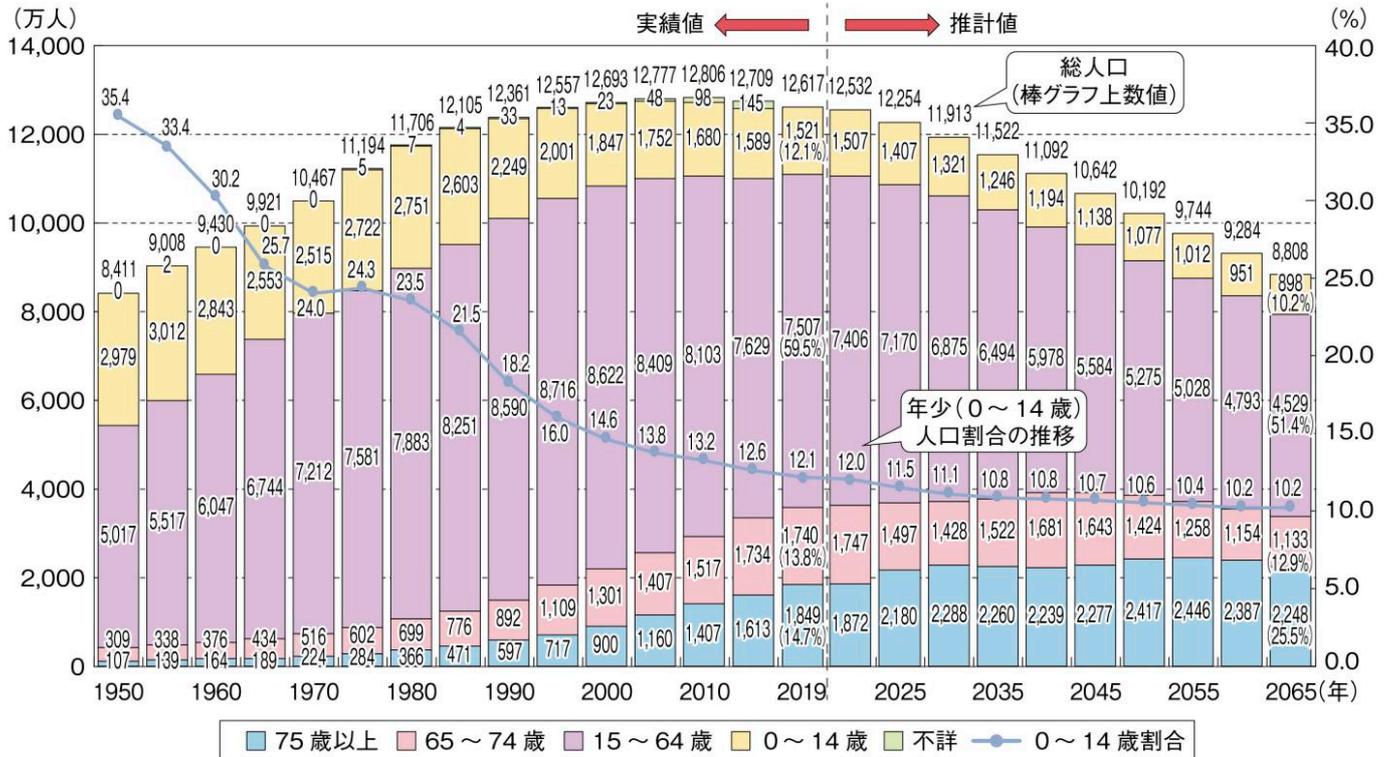
### トピックス

- ・フランスにおける少子化対策
- ・自治体が行う少子化に関する要因分析とその結果の活用
- ・結婚新生活支援事業
- ・子育てに便利なベビーテック
- ・「地域アプローチ」による少子化対策と「少子化対策地域評価ツール」
- ・家族の日フォーラム
- ・シニア層の活用～子育ての担い手の多様化～

# 第1部 少子化対策の現状

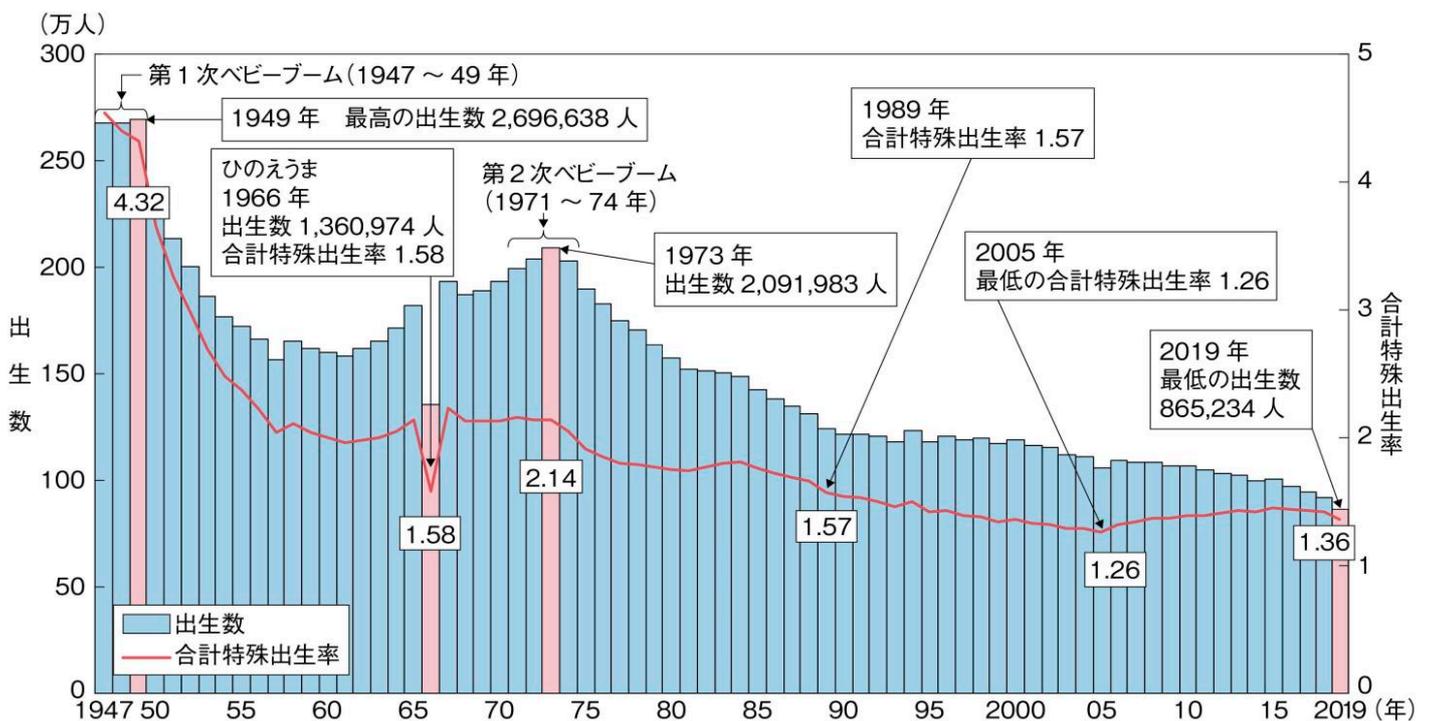
## 第1章 少子化をめぐる現状

- ・ 総人口は、2019年で1億2,617万人。
- ・ 年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、65歳以上人口は、それぞれ1,521万人、7,507万人、3,589万人となっており、総人口に占める割合は、それぞれ12.1%、59.5%、28.4%。



資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2019年は総務省「人口推計」（2019年10月1日現在確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。  
 注：百分率は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表示した。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

- ・ 2019年の出生数は、86万5,234人となり、過去最少（「86万ショック」）。
- ※将来推計人口の出生中位推計（90万4,342人）と出生低位推計（82万1,121人）の間に位置。
- ・ 2019年の合計特殊出生率は、1.36と、前年より0.06ポイント低下。

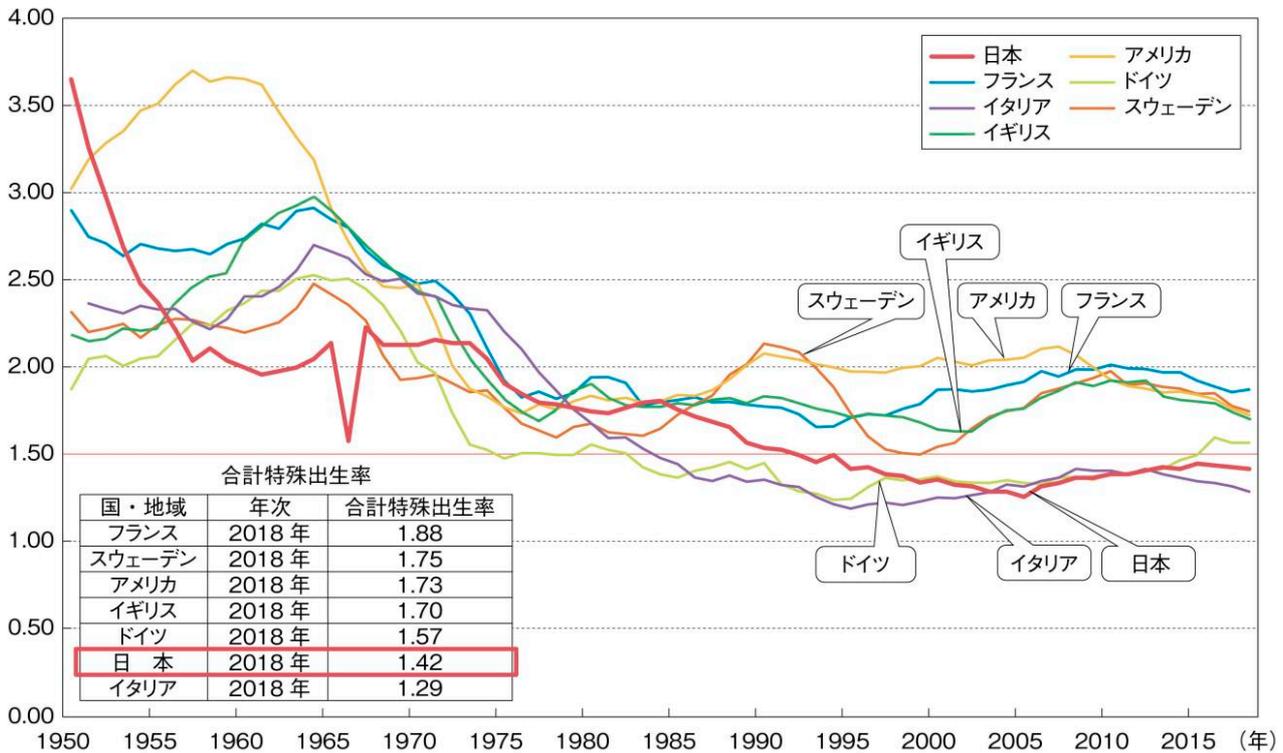


資料：厚生労働省「人口動態統計」

# 第1部 少子化対策の現状

## 第1章 少子化をめぐる現状

- 諸外国（フランス、スウェーデン、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア）の合計特殊出生率の推移をみると、1970年から1980年頃にかけて、全体として低下傾向となったが、1990年頃からは、合計特殊出生率が回復する国もみられる。ただし、2010年頃からはそれらの国々の出生率も再び低下傾向にある。

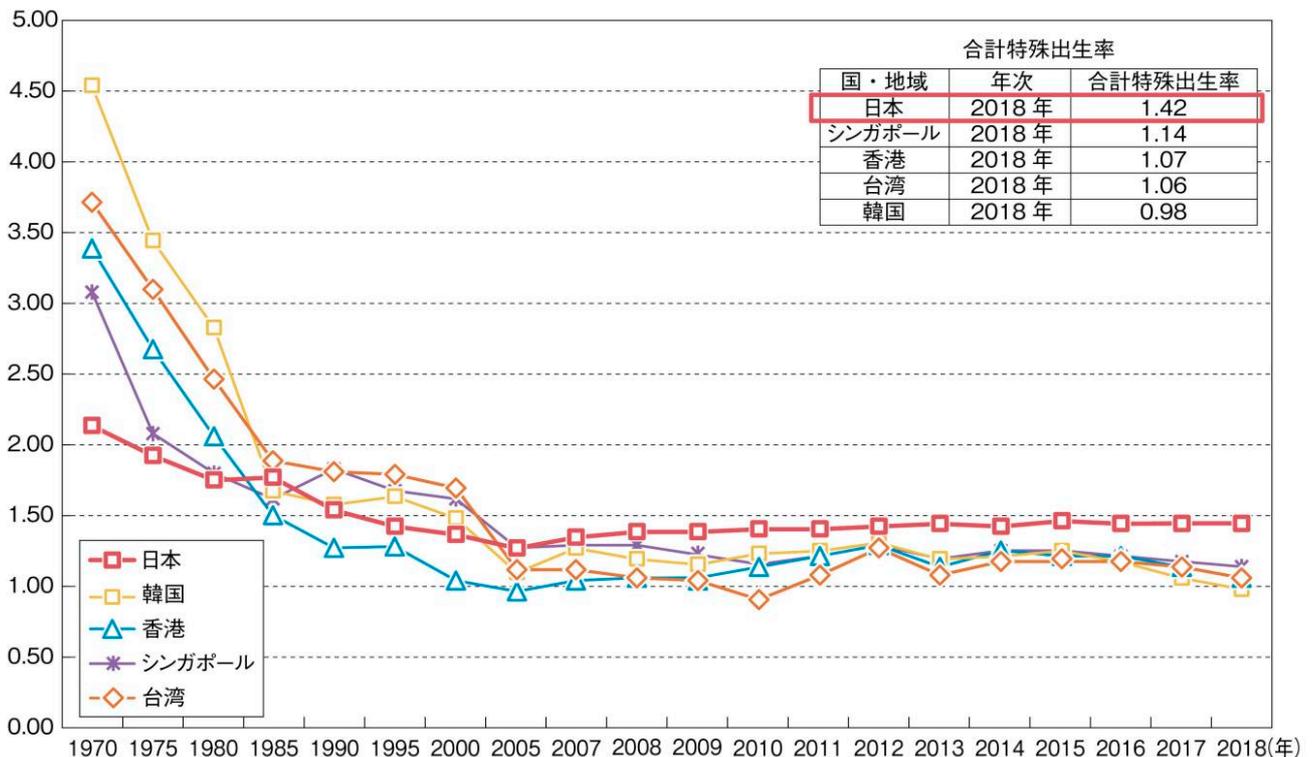


資料：諸外国の数値は1959年までUnited Nations "Demographic Yearbook"等、1960～2017年はOECD Family Database、2018年は各国統計、日本の数値は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

注：2018年のフランスの数値は暫定値となっている。

注：2019年は、フランス 1.87（暫定値）、スウェーデン 1.70、アメリカ 1.71となっている。

- アジアの国や地域について、シンガポール、香港、台湾、韓国の合計特殊出生率の推移をみると、1970年の時点では、いずれの国や地域も我が国の水準を上回っていたが、その後低下傾向となり、現在では人口置換水準を下回る水準。



資料：各国・地域統計、日本は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

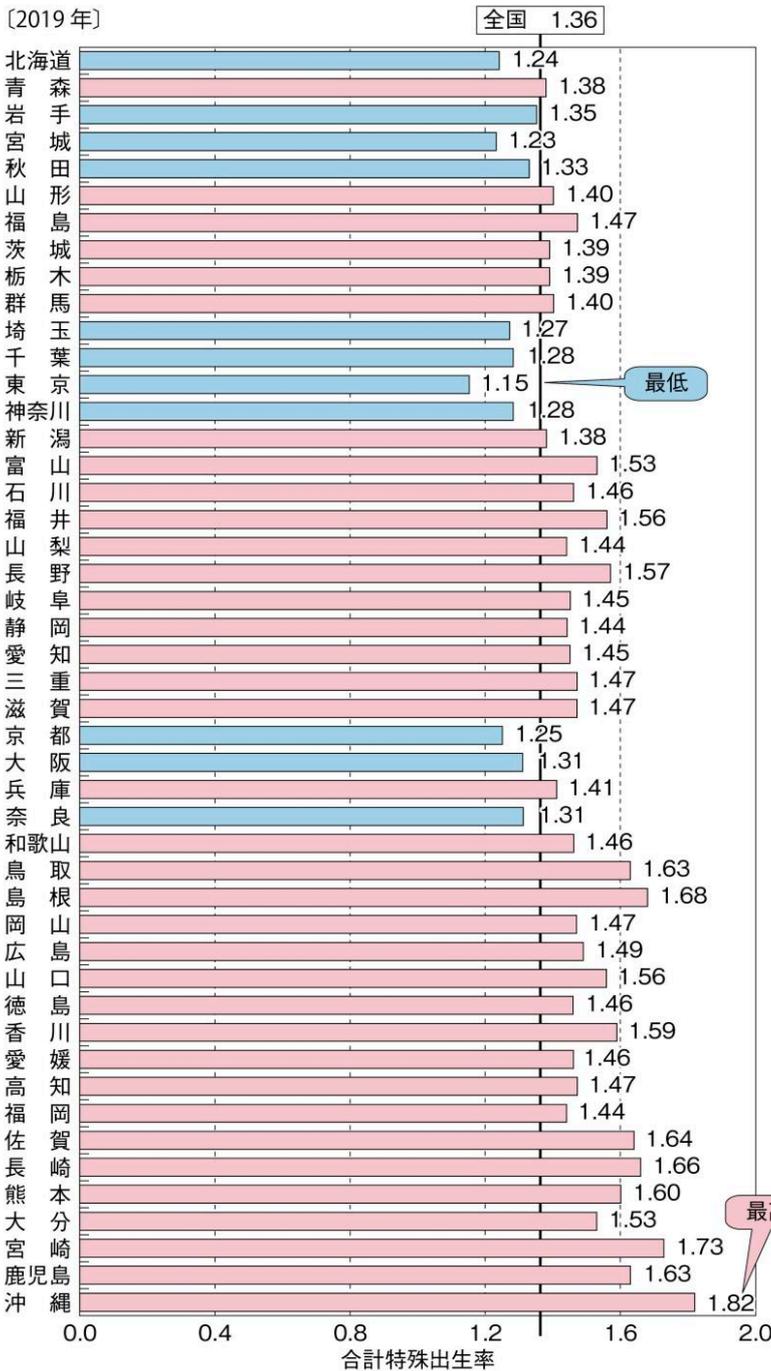
注：台湾の1970年は1971年、1975年は1976年、1980年は1981年の数値。

注：2019年は、シンガポール 1.14、香港 1.05（暫定値）、韓国 0.92（暫定値）となっている。

# 第1部 少子化対策の現状

## 第1章 少子化をめぐる現状

- ・2019年の全国の合計特殊出生率は1.36であるが、47都道府県別の状況を見ると、これを上回るのは36県。合計特殊出生率が最も高いのは沖縄県（1.82）、次は宮崎県（1.73）。最も低いのは東京都（1.15）、次は宮城県（1.23）。



都道府県	2019年 (概数) (a)	2018年 (確定数)	2005年 (確定数) (b)	増減幅 (a-b)
北海道	1.24	1.27	1.15	0.09
青森	1.38	1.43	1.29	0.09
岩手	1.35	1.41	1.41	▲0.06
宮城	1.23	1.30	1.24	▲0.01
秋田	1.33	1.33	1.34	▲0.01
山形	1.40	1.48	1.45	▲0.05
福島	1.47	1.53	1.49	▲0.02
茨城	1.39	1.44	1.32	0.07
栃木	1.39	1.44	1.40	▲0.01
群馬	1.40	1.47	1.39	0.01
埼玉	1.27	1.34	1.22	0.05
千葉	1.28	1.34	1.22	0.06
東京	1.15	1.20	1.00	0.15
神奈川	1.28	1.33	1.19	0.09
新潟	1.38	1.41	1.34	0.04
富山	1.53	1.52	1.37	0.16
石川	1.46	1.54	1.35	0.11
福井	1.56	1.67	1.50	0.06
山梨	1.44	1.53	1.38	0.06
長野	1.57	1.57	1.46	0.11
岐阜	1.45	1.52	1.37	0.08
静岡	1.44	1.50	1.39	0.05
愛知	1.45	1.54	1.34	0.11
三重	1.47	1.54	1.36	0.11
滋賀	1.47	1.55	1.39	0.08
京都	1.25	1.29	1.18	0.07
大阪	1.31	1.35	1.21	0.10
兵庫	1.41	1.44	1.25	0.16
奈良	1.31	1.37	1.19	0.12
和歌山	1.46	1.48	1.32	0.14
鳥取	1.63	1.61	1.47	0.16
島根	1.68	1.74	1.50	0.18
岡山	1.47	1.53	1.37	0.10
広島	1.49	1.55	1.34	0.15
山口	1.56	1.54	1.38	0.18
徳島	1.46	1.52	1.26	0.20
香川	1.59	1.61	1.43	0.16
愛媛	1.46	1.55	1.35	0.11
高知	1.47	1.48	1.32	0.15
福岡	1.44	1.49	1.26	0.18
佐賀	1.64	1.64	1.48	0.16
長崎	1.66	1.68	1.45	0.21
熊本	1.60	1.69	1.46	0.14
大分	1.53	1.59	1.40	0.13
宮崎	1.73	1.72	1.48	0.25
鹿児島	1.63	1.70	1.49	0.14
沖縄	1.82	1.89	1.72	0.10
全国	1.36	1.42	1.26	0.10

資料：厚生労働省「人口動態統計」

# 第1部 少子化対策の現状

## 【特集】新たな少子化社会対策大綱の策定 ～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～

### (深刻さを増す少子化)

- 2019年の出生数は90万人を割り込み、「86万ショック」とも呼ぶべき状況。合計特殊出生率も1.36と前年から0.06低下した。危機的な少子化の進展が浮き彫りになる中、深刻さを増す少子化の問題は、社会経済に多大な影響を及ぼし、新型コロナウイルス感染症を乗り越えた先にも存在し続ける国民共通の困難である。この困難に真正面から立ち向かい、子供や家族が大事にされる社会への転換が急務である。

### (新たな大綱における主な施策)

- 少子化の背景には、核家族化の進展など家族を取り巻く環境の多様化や、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っている。
- こうした少子化の問題に取り組むための基本方針として、2020年5月29日に新たな少子化社会対策大綱を閣議決定した。新たな大綱では、基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、そのための具体的な道筋として、結婚支援、妊娠・出産への支援、男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、多子世帯への支援を含む経済的支援など、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に大胆に取り組むこととしており、具体的に、以下の施策などを盛り込んでいる。
  - ①結婚支援
    - …地方公共団体が行う総合的な結婚支援の一層の取組を支援
  - ②妊娠・出産への支援
    - …不妊治療の費用助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充
  - ③男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
    - …男性の育休取得促進策を講じた上で、育児休業給付について、その充実を含め、効果的な制度の在り方を総合的に検討
  - ④地域・社会による子育て支援
    - …保護者の就業の有無等にかかわらず多様なニーズに応じて、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備
  - ⑤多子世帯への支援を含む経済的支援
    - …児童手当について、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討
- さらに、新型コロナウイルス感染症は、安心して子供を生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにしており、非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、取組を進めることとしている。
- 新たな大綱に基づく施策の具体化に速やかに取り組み、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組んでいく。

## 少子化社会対策大綱のポイント

- ◆ 新たな「少子化社会対策大綱」を、2020年5月29日に閣議決定。
- ◆ 基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す狙い。

### 背景

- 2019年の出生数(概数)は86万5,234人と過去最少(「86万ショック」)
- 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- 少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

### 主な施策

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

【結婚しない理由】 男女とも「適当な相手にめぐり合わない」が最多	【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】 欲しいけれどできないから(74.0%) 高齢で生むのはいやだから(39.0%)	【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】 家事・育児時間なし: 10.0% 6時間以上: 87.1%	【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】 子育てや教育にお金がかかりすぎるから(69.8%)
-------------------------------------	---	--	--

#### 結婚支援

地方公共団体が行う総合的な結婚支援の一層の取組を支援  
結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減

#### 妊娠・出産への支援

＜不妊治療＞  
不妊治療の費用助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充  
＜切れ目のない支援＞  
産後ケア事業の充実等

#### 仕事と子育ての両立

＜男性の家事・育児参画促進＞  
男性の育休取得30%目標に向けた総合的な取組の推進  
＜育児休業給付＞  
上記取組の推進状況を踏まえ、中長期的な観点から、その充実を含め、効果的な制度の在り方を総合的に検討  
＜待機児童解消＞  
保育の受け皿確保

#### 地域・社会による子育て支援

保護者の就業の有無等にかかわらず多様なニーズに応じて、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備

#### 経済的支援

＜児童手当＞  
財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討  
＜高等教育の修学支援＞  
多子世帯に更に配慮した制度の充実を検討  
＜幼児教育・保育の無償化＞  
昨年10月からの無償化を着実に実施

- 更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める

### 新型コロナウイルス

- 新型コロナウイルスの流行は、安心して子供を生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- 非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、総合的な少子化対策を進める

# 第1部 少子化対策の現状

## 【特集】男性の家事・育児参画の促進

### 1. 男性の育児を目的とした休暇・休業の取得に関する現状

#### (1) 育児休業【平成30年度雇用均等基本調査（厚生労働省）の結果より】

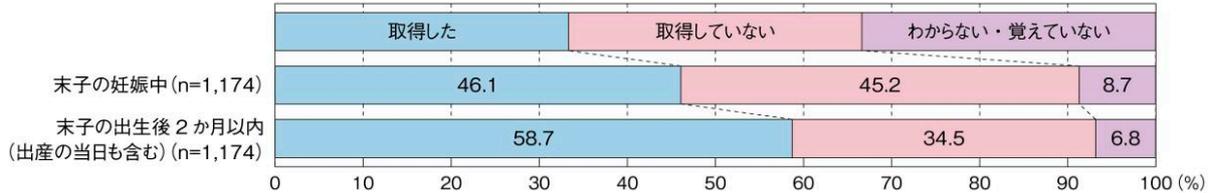
男性の育児休業取得率は6.16%（2018年度、女性は82.2%）。

取得日数は「5日未満」が最も多い36.3%で、2週間未満の取得者が7割を超える。

#### (2) 配偶者の出産直後の男性の休暇取得【男性の子育て目的の休暇取得に関する調査研究(内閣府,2019年度)の結果より】

##### ① 配偶者の妊娠中から出産後2か月以内の休暇取得の実態

配偶者の出産後2か月以内に半日又は1日以上のお休み（年次有給休暇、配偶者出産時等に係る特別休暇、育児休業等）を取得した男性の割合は58.7%。



##### ② 休暇を取得した父親の職場の特徴

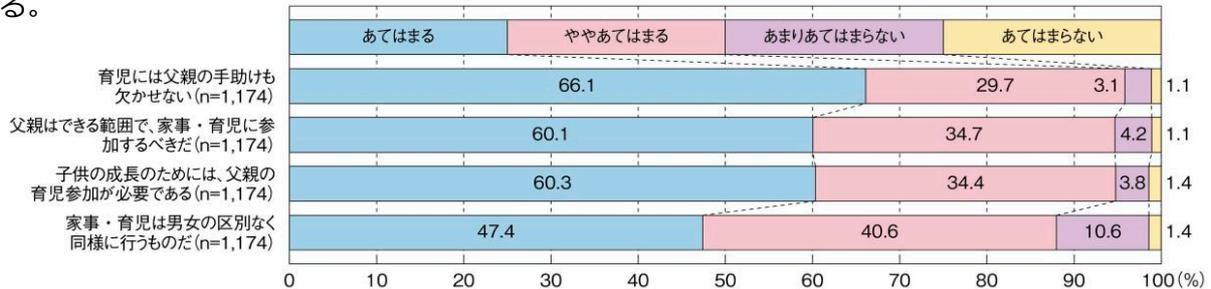
末子の出生後2か月以内に休暇を取得した者の割合は、「300人以上」の大企業に勤務する者で66.4%、「官公庁・その他」に勤務する者で66.5%と高いが、「30人未満」の小規模な企業では42.0%と低く、勤務先の従業員規模による差が大きい。また、休暇取得促進のために必要なこととして「休暇の取りやすい職場」が最も多く挙げられており、職場環境整備の重要性が示唆された。

##### ③ 休暇を取得した父親の家庭の特徴

休暇取得のきっかけは「日ごろの配偶者との会話」が43.5%、「配偶者からのリクエスト」が32.8%となるなど、配偶者とのコミュニケーションが重要な要素となっている。

##### ④ 父親の家事・育児への参画意識

出生前の男性の家事・育児参画に関する意識については、男性の家事・育児参画に肯定的な者が大半である。



### 2. 政府における最近の動き

#### (1) 男性の育児参画の促進

男性の育児休業取得率を2025年に30%とする目標を達成するための施策について検討を進めている。

少子化社会対策大綱（2020年5月29日閣議決定）では、男女が共に子育てに参画していく観点から、男性の育児休業取得や育児参画を促進するための取組を総合的に推進する方向性が示され、具体的には、妊娠から出産までの手続等の機会をとらえた育児休業制度等の周知・広報、育児のために休みやすい環境の整備、配偶者の出産直後の時期の休業を促進する枠組みの検討、好事例の収集・横展開等を通じた両親学級等の開催促進などを行うこととしている。

また、国家公務員については、男性職員が育児に参画する時間をきちんと確保し、民間部門も含めた我が国全体の育児休業等の取得率向上にもつなげていく観点から、子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指し、職場全体の意識の変革や、取得の勧奨、休暇・休業中の業務運営の確保等に積極的に取り組むこととしている。

#### (2) 子育てにやさしい社会的機運の醸成

##### ① 子育て応援コンソーシアムにおける取組

日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会の参加の下、男性の育児休業等に関する企業の先進事例を紹介。

##### ② 「さんきゅうパパプロジェクト」の大規模広報

動画「そうなの？さんきゅうパパ」の作成や、さんきゅうパパ広報大使（元NHK「おかあさんといっしょ」の体操のお兄さん・小林よしひさ氏）任命式による大規模キャンペーンを実施。



動画「そうなの？さんきゅうパパ」より

## 第2部 少子化対策の具体的実施状況

少子化社会対策大綱（2015年3月20日閣議決定）の柱立てに基づき、少子化対策関連施策の具体的実施状況について2019年度に講じたものを中心に記載

### 第1章 重点課題

#### 第1節 子育て支援施策の一層の充実

- 1 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
- 2 待機児童の解消
- 3 「小1の壁」の打破

#### 第2節 結婚・出産の希望が実現できる環境の整備

- 1 経済的基盤の安定  
(若者の雇用の安定) (高齢世代から若者世代への経済的支援の促進) (若年者や低所得者への経済的負担の軽減)
- 2 結婚に対する取組支援  
(地方公共団体、商工会議所等による結婚支援の充実に向けた国の支援)

#### 第3節 3人以上子供が持てる環境の整備

- 1 多子世帯における様々な面での負担の軽減

#### 第4節 男女の働き方改革の推進

- 1 男性の意識・行動改革  
(長時間労働の是正) (人事評価制度の見直しなど経営者・管理職の意識改革) (配偶者の出産直後からの男性の休暇取得の促進)
- 2 ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍  
(ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備) (女性の活躍の推進)

#### 第5節 地域の実情に即した取組の強化

- 1 地域の強みを活かした取組支援
- 2 「地方創生」と連携した取組の推進

### 第2章 きめ細かな少子化対策の推進

#### 第1節 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた支援

- 1 結婚
- 2 妊娠・出産  
(妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制の構築) (妊娠・出産等に関するハラスメントの防止等)  
(妊娠・出産に関する経済的負担の軽減と相談支援の充実) (周産期医療の確保・充実等) (不妊治療等への支援)  
(健康な体づくり、母子感染予防対策)
- 3 子育て  
(子育ての経済的負担の緩和・教育費負担の軽減) (多様な主体による子や孫育てに係る支援)  
(子育てしやすい住宅の整備) (小児医療の充実) (子供の健やかな育ち)  
(「食育」等の普及・促進及び多様な体験活動の推進) (地域の安全の向上) (ひとり親家庭支援)  
(児童虐待の防止、社会的養護の充実) (障害のある子供等への支援) (ニート、ひきこもり等の子供・若者への支援)

#### 4 子供の貧困

#### 5 教育

#### 第2節 社会全体で行動することによる少子化対策の推進

- 1 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり  
(マタニティマーク、ベビーカーマークの普及啓発) (好事例の顕彰と情報発信)  
(妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境整備) (子供連れにお得なサービスの充実)
- 2 企業の取組  
(企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」) (企業の少子化対策の取組に対するインセンティブ付与)

## フランスにおける少子化対策

高い出生率の維持につながる子ども・子育て支援施策の研究のため、衛藤内閣府特命担当大臣がフランスを訪問した際の、関係者との意見交換や保育園の視察等の様子を紹介する。

クリステル・デュボス連帯・保健大臣付  
担当長官との会談にて



## 自治体が行う少子化に関する要因分析とその結果の活用

県内の市町村の合計特殊出生率の違いに着目して少子化に関する諸要因を分析し、その結果を県及び市町村において少子化対策に活用する取組について、静岡県、岡山県、長崎県、広島県の事例を紹介する。

## 結婚新生活支援事業

新婚世帯に対して結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する自治体を対象に、支援額の一部を補助する結婚新生活支援事業について、自治体（神戸市、富山県入善町、北海道夕張市）における広報の取組を紹介する。

## 子育てに便利なベビーテック

近年、日本においても広まりつつある「ベビーテック」について、子育て応援コンソーシアムにおいて発表があった、子育ての省力化につながる製品を紹介する。

紹介された「ベビーテック」製品（一部）



## 「地域アプローチ」による少子化対策と「少子化対策地域評価ツール」

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が行う「地域アプローチ」による少子化対策として、子育てのサポート体制や男女の働き方などの要素による地域特性の見える化等を通じて、分野横断的に少子化対策を検討するための「少子化対策地域評価ツール」の活用について紹介する。

## 家族の日フォーラム

2019年11月に秋田県と共催で実施した「家族の日フォーラム」及び「家族や地域の大切さに関する作品コンクール」表彰式の模様を紹介する。

「家族の日フォーラム」の様子



## シニア層の活用 ～子育ての担い手の多様化～

子育ての担い手の多様化に向けた、シニア層の家庭内での家事・育児や、地域での子育て支援に参画しやすくするための取組を紹介する。

- ①現役時代の経験を活かした子育て支援を核とするまちづくりへの貢献
- ②定年退職後の男性の能力を高める取組